

議 事 日 程 (1)

平成27年6月10日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第46号 芦屋町地方創生推進委員会設置条例の制定について

第5 議案第47号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第48号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第49号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第50号 芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第51号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第52号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第11 議案第53号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

第12 承認第1号 専決処分事項の承認について

第13 承認第2号 専決処分事項の承認について

第14 承認第3号 専決処分事項の承認について

第15 報告第1号 平成26年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第16 報告第2号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第17 報告第3号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第18 報告第4号 専決処分事項の報告について

第19 報告第5号 専決処分事項の報告について

第20 発議第5号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について

第21 発議第6号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書について

第22 発議第7号 新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書について

第23 請願第2号 給食センターの健全な運営を図る為の調査を求める請願書について

【 出席議員 】 (11名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 5番 刀根 正幸
6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫
10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 (1名)

4番 内海 猛年

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍聴者数 】 11名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 11 名でございます。よって、ただいまから平成 27 年芦屋町議会第 2 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、6 月 10 日から 6 月 18 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、松岡議員と 10 番、川上議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

平成 27 年芦屋町議会第 2 回定例会の議案上程前に、平成 27 年芦屋町議会第 1 回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1 点目は、コミュニティ活動状況調査についてです。

コミュニティ活動状況調査は、第 5 次芦屋町総合振興計画策定の際に実施したアンケート調査

以降、定期的に実施することで、町の取り組みに対する住民の皆さんの評価や今後の施策に対する意向などを把握するために実施しているものです。今回の調査は、27年1月から2月にかけて実施し、回収率は45%でした。集計・分析結果を取りまとめた報告書を、後日、議員各位に配付させていただきます。

2点目は、国勢調査の実施体制についてです。

本年10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。今回からオンライン調査の導入など従来と調査事務が大きく変更されることから、事務を円滑かつ確実に実施するため、4月1日付で、副町長を本部長とする芦屋町国勢調査実施本部を設置いたしました。

3点目は、地域振興券の発行についてです。

芦屋町商工会から地域振興券、いわゆる「にこにこ商品券」の本年度第一弾の発売が、5月24日にスタートしました。国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、プレミアム率を10%から20%にアップ、総額4,000万円での発売でしたが、発売日から3日間で完売しました。今後も6月に高額商品券を、7月には来町者の滞留時間拡大による町内の消費拡大を目的とした新たな商品券、「あしや〇得通貨」を、10月には「にこにこ商品券」第2弾も予定されていますので、町内での購買力拡大につながることを期待しております。

4点目は、マリンテラスあしやの指定管理者公募についてです。

国民宿舎マリンテラスあしやの次期指定管理者の公募を4月1日から開始しています。5月1日から13日の3日間、現地見学会を開催し、複数事業者の参加がありました。6月15日を申込期限としており、その後、資格審査を行った上で候補者を選定していく予定です。

5点目は、消防団第3分団車庫の完成についてです。

4月14日、芦屋町消防団第3分団の新しい消防車庫の建てかえが完了し、竣工式がありました。さまざまな災害に対し、住民の皆様の生命と財産を守り、安全安心なまちづくりへ向けて、より一層防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

6点目は、総合教育会議についてです。

6月3日、町長及び教育委員会による第1回の総合教育会議を開催しました。4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置され、この会議で教育施策の大綱の作成や教育の条件整備など重点的に講ずる施策、児童生徒等の生命身体の保護等緊急の場合に講ずる措置について協議・調整されることとなります。

7点目は、スクール☆ギラヴァンツ in 芦屋小学校についてです。

サッカーJ2のギラヴァンツ北九州の選手らが5月19日、芦屋小学校を訪れ、5、6年生を対象にミニゲームや講話などで触れ合いました。この行事は芦屋町とのフレンドリータウン協定に基づくもので、この日の講師はフォワードの渡大生選手。プロのプレーを披露した後、講話で

は、夢を見つけて、それに向かって努力することの大切さを語りかけていました。

8点目は、福岡県町村会副会長への就任についてです。

平成27年5月から遠賀郡町村会の会長に就任しましたが、6月2日の福岡県町村会臨時総会において、2年間の任期で副会長に就任することになりました。また、遠賀中間地域広域行政事務組合の代表理事につきましては、5月末をもって退任し、新たに岡垣町町長が就任することになりました。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

引き続き、議員各位と住民の皆さんに行政報告とは別に、報告させていただきたい事項があります。

一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の平成27年度第1回通常総会が5月25日に開催されました。そこで、役員を選任議案が提案され、私が引き続き、会長に選任されました。任期は29年5月までの2年間です。会長職として、関係省庁や競走関係団体との連携を図るとともに、施行者の収益改善や競走事業の活性化に向けたさまざまな施策推進に尽力してまいります。

つきましては、会長職としての公務遂行に当たり、議員各位の御協力をお願い申し上げ、会長就任の御報告といたします。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第46号から日程第23、請願第2号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の御説明をする前に、施政の方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの選挙におきまして、引き続き3期目の町政を担わせていただくことになりました。私に課せられた責任の重大さを痛感しつつ、住民の皆さんの負託に応えるべく、元気なまちづくりに邁進していく決意を新たにしているところです。

私は、19年5月に町長に就任して以来、芦屋町を再生する思いを込め、2期8年間、いくつもの将来ビジョンを掲げ、全力で取り組んでまいりました。中でも重要課題であります財政問題につきましては、各位の御理解と御協力のもと、行財政改革の推進により、基金総額は21年度決算以降、毎年ふえ続け、6年間で約13億円もの基金を積み増しすることができました。

さらに競艇事業につきましては、芦屋町の単独施行後、全国初となるモーニングレースの実施、ミニポートピア嘉麻や宮崎、日向、オラレ日南の新設で場外舟券発売場、8場体制を設けるなど、収益構造の改善を推進。22年度には、7年ぶりに競艇事業から一般会計へ繰り入れ、26年度までの5年間で、総額約16億円を繰り入れることができました。

また、町政運営につきましては、常に一步先を見据え、スピード感を持ち、現場主義を貫き、住民の皆さんとともに同じ目線で、誠心誠意、取り組んできたところであります。今後も初心を忘れることなく、町政運営に当たってまいりたいと考えています。

また、元気な芦屋の未来のための、10項目のまちづくり戦略をマニフェストとして取りまとめしております。これらにつきましては、選挙を通じて住民の皆さんと交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で、町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えています。芦屋の魅力は、なんとといっても海と思っています。また、文化的には芦屋釜があります。このような海・歴史などの地域資源を生かして、町の再生に取り組んでいきたいと考えております。

それでは27年度における重要施策として、マニフェストでお示した次の10点について所信を述べさせていただきます。

第1点目は、地域資源・イベントの最大限活用と地域ブランドづくりへの取り組みでございます。

芦屋町には、海水浴やレジャープールアクアシアン、芦屋港、マリンテラスあしや、海の駅など地域資源がたくさんあります。さらにイベントでは、砂像展や花火大会、航空祭などもあり、芦屋釜に代表される歴史文化も含め、これらを最大限活用し、まちの元気を創造します。また、これら地域資源とともに、地場野菜や地物の魚なども生かす地域再生事業に、住民パワー、商工会、観光協会とともに取り組み、芦屋ブランドづくりを推進します。

第2点目は、地方創生で未来につなぐ取り組みでございます。

国は、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開のため、「まち、ひと、しごと」の地方版総合戦略の作成を義務づけました。そこで地方創生本部を設置し、地方人口ビジョンと今後5年間の、仮称「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまとめ、雇用や移住、若い世代の希望、地域連携などにより、活力あるまちづくりに取り組みます。

第3点目は、独自の定住化政策でございます。

現在取り組んでおります住宅取得のための定住促進奨励金制度や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度を継続するとともに、働き盛りの人々への定住化を推進します。また、新婚夫婦や子育て世代を対象に、子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金制度や新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金制度により、定住化を進めます。

第4点目は、商工業が元気印になるための取り組みでございます。

船頭町駐車場跡地へのスーパー誘致は完了しましたが、さらなる中心市街地全体の活性化への取り組みとして、今年度は26年度にスタートした、空き店舗対策補助金や創業支援補助金制度に上乗せ補助することで支援を行います。観光振興策としては、芦屋町の最大の魅力「海」を生かすため、芦屋ならではのグルメ開発などへの取り組みを進めるとともに、県内唯一のイベントである砂像展を継続します。また、ゆるキャラ「アッシー」を観光PRに積極的に活用します。

第5点目は、自治区担当職員制度による協働のまちづくりの推進でございます。

26年8月から、町職員約150名が14の班に分かれて、全自治区を対象に、住民による自主的な地域づくりをサポートする制度がスタートしました。地域一斉清掃や歳末防犯パトロールのほか、各自治区の単独行事などに延べ77名が参加し、地域との交流を図りました。27年度までは第一ステップとして「職員と住民が顔見知りになる」をテーマに、引き続き交流を推進し、地域性を肌で感じられる職員を一人でも多く育てていくとともに、地域ニーズなどの情報の共有化にも努めます。

第6点目は、行財政改革の推進でございます。

27年度から「行政と住民で築く元気な芦屋」をテーマに、第4次行政改革がスタートしました。具体的には芦屋町集中改革プランの中で、44項目にわたって取り組みますが、経費削減に注力しつつも、大胆かつめり張りのある施策を展開します。特に公共施設については、庁舎を初め、中央公民館や町民会館、各小中学校などの耐震化や大規模改修が完了していますが、28年度までに新たに公共施設等総合管理計画を策定し、今後改修等が予定されている老人憩の家や総合体育館などへの取り組みに反映したいと考えています。

第7点目は、暮らし満足度アップへの取り組みでございます。

公共交通体系につきましては、芦屋町には、遠賀川駅へ向かう芦屋タウンバス、折尾駅へ向かう北九州市営バス、黒崎駅へ向かう急行バスの3路線があり、さらに高齢者などを対象にした巡

回バスが町内を運行しております。

住民アンケート調査では、地理的な条件やJRの駅がないことから、毎回この分野への改善要望が多くありますので、地域住民の皆さんや利用者の声を聞きながら改善策を検討してまいります。また、通学などに関する補助制度についても研究、検討したいと考えています。

高齢者福祉につきましては、地域交流サロン事業の実施に向けて、27年度は大城や高浜町、幸町、市場、浦の5自治区をモデル事業として取り組みます。この事業は、高齢者等が地域で孤立しないよう、住民が主体となって仲間づくりや生きがいつくりのため、さまざまな事業を行うことで、介護予防や認知症予防、地域での見守りなどにつなげるものです。

健康医療につきましては、27年4月1日から芦屋中央病院が地方独立行政法人へ移行したことによって、医師や看護師の確保を初め、さらに信頼される医療機関となるよう取り組みます。建てかえ計画につきましては、今年度中に基本設計・実施設計が完了する予定で、28年度からの建築工事に向けて取り組みを進めます。

第8点目は、安全、安心のための取り組みでございます。

防災の中核として行動する消防団の拠点でもある第2分団と第3分団車庫の建てかえ事業も完了し、27年度は避難所の拠点施設である総合体育館と芦屋中学校に、また、防災の拠点となる役場本庁に、再生可能エネルギー事業として、太陽光発電施設を設置し、機能強化を図ります。

9点目は、地域色豊かな魅力ある教育への取り組みでございます。

「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本に、今までさまざまな取り組みを進めておりますが、27年度は地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会制度改革の一環として、町長や教育委員会による総合教育会議において、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる芦屋町教育施策大綱を策定します。

芦屋町で教育を受けてよかったと言ってもらえるような教育力の充実を初め、生涯学習の推進や芦屋釜の復興事業など、地域色豊かな取り組みを推進します。

第10点目は、競艇事業の推進でございます。

27年度は、11月に全国発売されるSGレース「チャレンジカップ」を開催するほか、売上向上のために、外向発売所の増床やサービス向上などに取り組んでまいります。今後とも競艇事業をさらに進化させ、持続的に本町財政へ寄与できるよう推進してまいります。

次に、「魅力を活かし、みんなでつくる、元気な芦屋」を将来像に掲げました第5次芦屋町総合振興計画に基づき、第一章からの構成に基づき、27年度の主要な施策の概要について御説明申し上げます。

なお本年度は、前期基本計画の最終年度であり、後期基本計画策定の年度でもありますので、今後5年間の大切な道筋をつけ、計画期間10年間の締めくくりに向かって努力してまいります。

最初は、住民とともに進めるまちづくりでございます。協働のまちづくりを推進するためには、町職員が自治区活動に参加し、住民の皆さんとお互い直接顔を合わせ、よりよい関係を築くことが必要です。

自治区担当職員制度では、昨年度、13自治区で行われたグラウンドゴルフ大会や親睦レクリエーション大会、餅つき大会、さくらまつりなどの単独行事に、33人の職員が参加し、自治区からは好評の声が聞かれました。本年度は、自治区の皆さんと知り合いになる仕上げの年度になりますので、さらにたくさんの自治区から参加要請があることを期待しております。

また、広報あしややホームページなどを通じた積極的な行政情報の公表、出前町長室などを通じた地域や住民の皆さんとの対話を引き続き実施します。

第2は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

住民の皆さんが安心して暮らせることは、自治体の重要な責務の一つでございます。いざという時に安全・安心のスイッチが起動するためには、定期的な防災訓練を実施することが大切で、そのためにも自主防災組織や女性防火クラブへの支援を継続します。また、航空自衛隊芦屋基地と連携した防災活動も推進します。

防犯対策では、町内4カ所に防犯カメラを設置するとともに、防犯街灯のLED化を推進します。また、警察や自治防犯組合と連携のもと、青パトによるパトロールを強化し、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

なお、老朽家屋や危険家屋などに対する対策として、引き続き老朽家屋等解体補助金制度や木造戸建住宅耐震改修補助制度で支援します。

第3は、「子どもがのびのびと育つまちづくり」でございます。

27年度から芦屋町子ども・子育て支援事業計画がスタートしました。基本理念は「地域全体で地域の特色を活かしながら次世代を育てる。芦屋の子どもは、芦屋で育てる。」というもので、今後5年間の子供子育て支援事業の年度ごとの見込み量と確保数が設定されております。具体的には親と子の健康づくりや多様な子育て支援サービスの充実と総合的な展開、配慮が必要な子供と家庭への支援など五つの施策により支援します。

また、子育て世代には、小学校6年生までの医療費の無料化と中学3年生までの入院費の無料化を継続するとともに、保育料の引き下げや出産祝金交付事業で支援します。

学校教育につきましては、小学校4年生までの35人学級や中学3年生を対象としたイブニングスタディ、小中学校の指導内容のつながりや教員連携のための芦屋型小中一貫教育・連携事業、学力の向上や規範意識を形成するためのさわやかプロジェクトなどにより、子供たちに確かな学力と豊かな心が身につくよう取り組んでまいります。

小中学校の施設整備につきましては、快適な学校環境をつくるため、小中学校にエアコン整備

を予定しています。27年度は、国への申請手続や実施設計を行う予定で、28年度から工事に着手できるよう取り組んでまいります。また、2学期から新しい給食センターでの給食がスタートします。より安全でおいしい給食の提供ができるものと考えております。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまちづくり」でございます。

高齢者福祉及び障害者福祉につきましては、その基本方針やサービス水準などを示したそれぞれの計画が、27年度からスタートします。第6期芦屋町高齢者福祉計画では、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すことを中心に、今後3年間の取り組みを定めています。

第4期障害福祉計画は、向こう3年間の障害福祉サービスの見込みと確保を定める計画で、誰もが安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めるものであります。いずれの計画も、住民参加によるPDCAサイクルにより推進してまいります。

健康づくりに関しましては、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、戸別訪問や健康教室などを通して健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、特定健康診査につきましては、26年度の受診率が約33%と、ここ数年横ばい状態が続いておりますが、国民健康保険事業の経営安定化のためにも、さらなる受診率の向上、特定保健指導を進めてまいります。

第5は、「活力ある産業を育むまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、基盤整備として、昨年に引き続き狩尾池改修工事を行うとともに、県事業として汐入川整備事業に着手します。

漁業の振興につきましては、稚魚等の放流事業補助金による支援を継続するとともに、柏原漁港長寿命化のため、機能保全計画を策定します。また、柏原漁港環境整備事業として堂山周辺の観光エリアと産業エリアを分ける整備工事を行い、漁港の基盤整備を促進します。

商工業の振興につきましては、本年度も商工会が実施します地域振興券発行事業への支援として、にこにこ商品券の20%割引への拡充のほか、来町者の滞在時間拡大による町内の消費拡大のため、「あしや〇得通貨」の発行などを予定しております。

観光の振興につきましては、風光明媚な夏井ヶ浜地区にある芦屋釜風呂跡地の整備に着手することで、夏井ヶ浜はまゆう公園との周遊性やはまゆう観光道路全体の魅力アップにつなげていきます。また、遠賀・中間広域連携プロジェクトによる体験型観光創出事業にも着手します。

第6は、「環境にやさしく、快適なまちづくり」でございます。

自然環境や生活環境につきましては、昨年6月、芦屋海岸にアカウミガメの産卵があり、テレビや新聞で話題になりました。このようなすばらしい環境を次世代に引き継ぐためにも、芦屋町

環境基本計画に基づき、森林や海岸の保全、循環型社会の形成、環境保全活動の推進に取り組んでまいります。

公園や緑地につきましては、中央公園のリニューアル事業の実施設計に着手するとともに、海浜公園わんぱく内に大型遊具を設置し、潤いのある快適空間づくりに取り組みます。

町営住宅につきましては、芦屋町営住宅長寿命化計画による後水住宅の建てかえ工事に着手するとともに、引き続き緑ヶ丘団地には、エレベーター設置や外部改修工事など、施設の改修を進めてまいります。

道路につきましては、町管理の道路橋を橋梁長寿命化計画により、損傷度などの優先順位に基づき、4橋の改修工事を実施するとともに、芦屋東小学校入り口にあり歩道橋の耐震化工事を行う計画で、これにより町内すべての歩道橋の整備が完了します。

また、雨水対策として、山鹿小学校裏の通学路周辺の対策工事を実施します。さらに粟屋・糠塚線の改良工事のほか、新病院建設に伴う整備も進めます。

バス交通につきましては、芦屋町地域公共交通確保維持計画により、日常生活での移動手段である地域公共交通の利便性の向上に取り組みます。

下水道につきましては、効率的・効果的な下水道事業を維持するため、引き続き浄化センターや各ポンプ場、下水道管渠などの長寿命化事業を推進してまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまちづくり」でございます。

生涯学習につきましては、住民の皆さんが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを推進するため、生涯学習基本構想に基づく講座「あしや塾」を充実させていきます。

体育施設につきましては、建設後27年が経過した総合体育館などの施設について、大規模改修のための調査を実施します。

人権啓発につきましては、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係団体との連携により、人権まつりや人権講演会などの開催に取り組んでまいります。

歴史・文化につきましては、芦屋釜の里が開園20周年を迎えます。現在「芦屋釜復興の歩み展～茶の湯釜名品選～」と題して、これまで芦屋釜の里で製作された茶の湯釜の名品約20点の企画展を開催中です。9月には「復興芦屋釜と金屋遺跡」というテーマで、秋季特別展も企画しているほか、芦屋町民茶会など年間を通じていろんなイベントを行っています。この機会に、さらに芦屋釜のすばらしさを住民の皆さんに味わっていただきたいと考えています。

以上、27年度の施政方針を述べさせていただきました。

冒頭にも申しましたが、これら施策や課題に対して、未来の芦屋のため、全力で取り組んでまいりますと考えております。

つきましては、住民の皆さんと議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第46号の芦屋町地方創生推進委員会設置条例の制定につきましては、芦屋町における人口の現状を分析し、将来目指すべき方向と人口の将来展望を提示する芦屋町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法に基づく「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後の地方創生を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町地方創生推進委員会を設置するものでございます。

議案第47号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を国の指定職の支給率の改定に準じて、6月期を100分の147.5、12月期を100分の162.5に改めるものでございます。また、芦屋町地方創生推進委員会の設置に伴い、同委員会委員の報酬等の額を定めるものでございます。

議案第48号の芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の期末手当の支給率を国の指定職の支給率の改定に準じて、6月期を100分の147.5、12月期を100分の162.5に改めるものでございます。

議案第49号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の期末手当の支給率を町長等の支給率の改定に準じて、6月期を100分の147.5、12月期を100分の162.5に改めるものでございます。

議案第50号の芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域包括ケアシステムを構築するため、芦屋町高齢者総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正し、所掌事務を加えるとともに、条例名を改称するものでございます。

議案第51号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、関係条文を改めるものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第52号の平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億900万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、農山漁村整備交付金や過疎対策事業債、財政調整基金繰入金を増額計上したほか、社会資本整備総合交付金を減額計上しております。

歳出につきましては、公共施設等総合管理計画策定業務委託を措置したほか、柏原漁港海岸護岸改修工事や、はまゆう公園周辺整備工事を増額計上しております。なお、公共施設等総合管理

計画策定業務委託は2カ年事業となるため、債務負担行為を行っております。

議案第53号の平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において、総係費を10万1,000円増額しております。特別職である芦屋町モーターボート競走事業管理者の期末手当支給率について、6月期を100分の147.5、12月期を100分の162.5に改正することに伴い、給与を増額するものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、平成26年度芦屋町公共下水道事業会計予算の繰り越しに伴う、下水道会計4条補助金の繰越明許費の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部改正を専決処分しましたので、承認を求めるものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分しましたので、承認を求めるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成26年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、給食センター繰出金や緑ヶ丘団地4棟エレベーター設置工事のほか、商品券発行事業補助金、出産祝金事業などについて、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第2号の平成26年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、給食センター建設工事監理委託及び建設工事の27年度への繰り越し分について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第3号の平成26年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、平成26年度予算に計上しました建設改良費補助対象事業費のうち、浄化センター再生可能エネルギー発電設備実施設計につきまして、年度内に事業完了が困難であることから、建設改良費繰越額として平成27年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第4号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘保育所内部改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、滞納給食費の支払いを求める支払督促の申し立てを行い、督促異議申し立てが行われたことにより、訴訟手続に移行することとなりました。このため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単であります提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に発議第5号から発議第7号までの趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。

発議第5号の趣旨説明を意見書を朗読しまして、趣旨説明といたします。

国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書。

今年は、第2次世界大戦終結から70年の節目の年です。戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっています。そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する新しい安全保障法制整備を進めています。5月11日に与党合意されたのは、恒久法、国際平和支援法案のほか、重要影響事態法案への改変や武力攻撃事態法改正案、国連平和維持活動協力法改正案など、計10本の改正一括法案からなり、これらが成立すれば、日本が攻撃されていなくても掃討作戦に参加する道が開かれ、また他国軍への弾薬提供も可能となります。これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものです。国民の多くは、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じています。

安倍総理は先月末の米国議会での演説において、一連の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言しました。国民も国会もその内容を全く知らされない中での発言であり、国民無視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題です。

そもそも、立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続を経なければならないことは自明です。戦後70年の節目に当たり、これまで日本国民が守ってきた平和を脅かすことがあってはなりません。

よって当町議会は、国に対して、国民的合意のないままに、安全保障法制の見直しを行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、発議第6号の趣旨説明を意見書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書。

厚生労働省は2月6日、介護報酬の4月からの改正額を策定しました。介護報酬は3年に一度改定されますが、今回の改定は報酬全体で2.2%引き下げ、2回連続の実質マイナス改定となります。また、今回は介護労働者の処遇改善、月額1万2,000円の特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば4.48%と過去最大の引き下げとなっています。

消費税増税や円安による物価高などで介護事業の経費がふえる中で、介護報酬のマイナス改定が実施されるならば、介護のさまざまな分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすことが懸念されます。全国老人福祉施設協議会は、6割近くの施設が赤字に転落する、介護難民がふえると強調しています。とりわけ特養施設の6%を超える介護報酬の大幅削減は施設で働く労働者の処遇改善を困難にし、全国で52万人、福岡県で1万8,000人を超える自宅待機者がある中、特養施設の整備にブレーキをかけることは間違いありません。

よって、当町議会は政府に対し、介護報酬引き下げの撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、発議7号の趣旨説明を意見書を読み上げまして、趣旨説明といたします。

新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを目的に教育の一環としてなされるべきものです。このことは、学校給食法の成立経過に照らせば明確です。1953年、PTA、教職員組合、農林省（当時）が共同して、国の責任で学校給食を求める国会請願に取り組み、翌54年6月、学校給食法が成立しました。その法案の趣旨説明において、学校給食は、「児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場です。教育の一環として学校給食が実施されるということは、児童自らの食体験を通じて食の営みと今日と将来の生活をするとところである。」とされ、教育の一環であることが明確に位置づけられました。そして、その後、学校給食は父母、教員、栄養士、調理師らの共同の取り組みによって、教育の一環として豊かに発展してきました。今日においても教育の一環としての学校給食は、体と心の健全な発達を重視した献立、例えばアトピー食などや子供たちの笑顔の見える調理づくり、学校給食に地元産米や農産物を取り入れ、地域の生産との結びつきを強める取り組み、O-157事件や食中毒の発生の危険から子供たちの安全を守る努力など、豊かな実践が続けられています。

このように、学校給食があくまで教育の一環として位置づけられている以上、その形態は芦屋町での直営方式こそふさわしいというべきです。2007年に給食センターが民間委託された後、

安全な学校給食の提供義務にさまざまな問題が起こっています。この間、給食への異物混入問題、ノロウイルスによる調理員の感染問題、調理現場での労働環境の問題などが指摘されています。そして何よりも学校給食を民間委託することは、学校給食法、職業安定法、労働者派遣法、地方自治法に明らかに違反するものです。

第一に学校給食の民間委託は学校給食法に違反するものであり、学校設置者の責任の放棄です。

第二に民間委託は安全な給食提供義務を怠るものです。

第三に学校給食の民間委託は請負ではなく派遣です。

第四に学校給食の民間委託は職業安定法及び労働者派遣法に違反します。

第五に調理室等の貸与は、地方自治法に違反します。

よって、学校給食の調理義務の民間委託はこれらの問題点や法令違反があります。

芦屋町及び学校関係者におかれましては、以上の趣旨を踏まえた上で、新給食センターにおける学校給食の民間委託を中止し、芦屋町の直営方式で行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、6番、妹川議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。

請願第2号、給食センターの健全な運営を図る為の調査を求める請願書。

請願者は、遠賀郡芦屋町幸町6-36に住まわれています中西秀幸さんです。彼は、芦屋運送有限会社に勤めておられる、若松区二島にあるわけですけど。そこで、この給食センターに勤務しておられる方です。

請願の主旨。

給食センターが、平成19年に直営から民間へ委託業務に変わり、8年の間で2業者（A社、B社）が業務を行ってきました。A社とは栄食メディックス、B社とは日米クックです。

平成23年10月から翌年1月にかけて、B社は異物混入事件を起こしたため、新聞記事に取り上げられ、町は契約の解除を含め、嚴重注意を行ったことは周知のとおりです。そのため、町は以前委託していたA社に業務を委託して、現在に至っています。栄食メディックスですね。しかしながら、A社は下記のような事象を起こしており、今後の健全なる運営を図るためにも、事実に基づいた調査をお願いするものです。

芦屋町は町営のころ、役場の職員が給食業務に専念し、責任感を持って業務を行っていたと推

察します。給食センターの業務は、子供たちの命に直結するものであり、保護者の絶対的な信頼と信用は必要です。しかし、民間への委託は、直営と違って利益を追求する余り、経費削減と労働条件の低下をもたらし、安心、安全に食を提供するという本来の業務が果たせなくなると言われています。特にA社は福岡県内でも大手の業者であり、多数手がけている現場の中の一つではないという、安易な考えで行っているように感じられ、その結果、下記のような問題が生じているものと考えます。したがって、下記の項目について実現していただきますよう請願書を提出いたします。

請願項目。

下記項目について、議会において調査されることを求めます。

1. 平成26年10月、異物混入の事案があり、正確な経緯及び起こり得た事実を調査をしてください。

2. 平成27年2月、ノロウイルスが発生したにもかかわらず、その際の教育委員会による調査及び原因究明が十分に果たされておらず、しかも保護者への説明責任が不十分である。その点について明らかにしてください。

3. 平成25年から平成26年にかけて、パワハラ行為で退職に追い込まれた人が数人おり、その事実についての調査を求めます。

以上です。

委員会で付託されると思いますが、この中西さんはセンターで勤められるわけですが、この事情聴取という場合にですね、ぜひですね、細かなことについては、その委員会で説明はしていいと。ぜひ招集をですね、招聘していただければいいかと思います。また、パワハラ行為でやめられた、いろいろ問題起こされた女性の方々は、本来ならばどういう問題があるのかということの説明をしたいけれど、そのパートの方ですが、職場での出来事は口外しないという誓約書を提出させられているようです。したがって、この問題については、メモ的なものについては、私はいただいておりますが、誰々ということは、名前は伏せておられます。でも参加したいんですけど、委員会等で参加したいんだけど、そういう状況を配慮させていただきたいと。参加はできない。中西さんについてはぜひですね、招集をかけていただきたいというような要望が出ております。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第46号についての質疑を許します。

ございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

失礼しました。私、47号でしたので。

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第47号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第47号、それとまた48号については教育長、そして49号については議員報酬ということなので議員に関わることとなっていますので、関連がありますので、47号について伺います。

これを見ますとですね、報酬審議会が答申したということで、その理由として国の指定職の支給率の改定に準じて行うとしている。こういった内容が国から出たので、報酬審議会で審議してこういう結果になったと聞きましたが、国の指定職の支給率の改定に準じて行ったというそこら近所ですね、具体的な説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に昨年度、国の指定職、委員さんたちの報酬といいますが、手当のほうが変わったということに伴いまして報酬審議会のほうに審査を付託いたしまして、その27年度から支給率が改定になると委員さんからの意見もいただいた中で、やはり同じように支給率を変更すべきという形の審議会のほうで答申が出ましたので、今回、改定を行うという形で上げさせていただいております。以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国民の生活とかがですね、まだ十分に厳しい状況から脱してない。アベノミクスによって株価が上がった、景気が回復したと言いながら、大金持ちやら株をする方、それから大企業。そういったところには利益が出ているかもわかりませんが、中小企業とか庶民の方、年金生活者、そういったところは全然生活が向上している実感がない。また、反対に年金が切り下げられたり、医療費が上がったり、介護保険料が上がったり、そういったふうな社会保障の切り捨てによって負担がふえていく。こういった中で、例えば、芦屋町においても町長や教育長、そして議員そういった方々の報酬、期末手当をですね、上げるということは果たして町民の理解が得られるかと

思ったら、私はやっぱりなかなかそれは厳しいと思うんですけど。

報酬審議会の中では、そういった町民の今の実態を見て、上げることはどうか、そういった論議はされたのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

答申の内容の中に一応審議をしていただいた中では、やはり平成20年度に減額改正、それ以降据え置きという形の中で、遠賀郡の中でもやはり給与については、町長等については非常に低い一番最低の基準であると。それに対して、病院事業や競艇事業に係る仕事量や責務などを考慮して、増額改定もいいのではないかという意見もありましたが、社会情勢などを考慮して、事業管理者も含めて現行の給与については据え置くという形の中で、期末手当の支給につきましては、平成19年度の答申のときに、国の指定職の支給率に準じて支給することが適当であるという形の中で出ておりますので、今回、この国の支給率が引き上げられたことに伴いまして、町長等の支給手当については27年度から引き上げるという形になっております。議員の方々につきましては、平成5年から議員報酬については据え置かれていると。平成19年の審議会では給与等、町長等の給与とあわせて議員報酬についても減額の答申をなされたが、議員定数の削減などを理由に報酬について改定がされず、現行に至っているというのが現状になります。

遠賀郡内の類似団体との比較では、高い水準ではあるということですが、他と比較して病院事業や競艇事業、そういうほかの業務量があるというところと、若い世代や子育て世代の人が報酬等で議員活動を続けていく、生計を維持できるよう減額をすべきでないという形の中で、27年度におきましても、統一地方選において1名の議員が削減されているという状況を鑑みて、期末手当の支給についても町長とあわせて、27年度から支給率を引き上げることが妥当ではないかというふうに委員さんからの説明も出ております。また、今後、現行の額を据え置くことも妥当という形の中で、町政の発展と住民の福祉の充実に一層精錬されるよう期待しますという形の中で、委員会のほうではそういう意見が出た形になっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それは、そんなふうになったんかわからんですけど、町の職員の皆さんの給与自体も数十年間、20年近くずっと減額されてきて、特に最近では、退職金の大幅引き下げとか、そういった部分も起こった中で、私はさっき言われたように、議員の報酬についても、やっぱり若い議員が

こういった場で活躍するためにも上げることはやぶさかではないというように思っていますが、やはり今、上げるべきではなくて、まず、町の職員とかそういったところの水準を回復した中で、理事者、議員は、それをした後で上げるべきだと思います。そういった点で意見を申し上げておきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

関連しておりますので、重複しないようにしてみます。

この芦屋町特別職報酬審議会のメンバーは何人で、どういう方がおられるのか。今ずっと、審議会の内容について説明がありましたが、その審議会の内容についてですね、口頭で言われましたけど、審議会の議事録のようなものを提出をしていただきたいなあと思います。議長よろしくお願いします。

これ何回今まで審議会があったのか。それと、今、川上議員が言われましたが、そういう社会情勢というよりも、また、芦屋町の財政状態ですね。職員の今の給与問題を鑑みたときに、私も疑問には思うわけです。現在ですね。47、48、49まとめて結構ですか、いいですか。町長、副町長、ボートの現在の期末手当額がいくらなのか。これがいくら増加するかという金額ですね。それと芦屋町議会議員の期末手当、金額がいくらになるのか。そこを出していただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

報酬等特別審議会委員のメンバーにつきましては7名になります。審議会につきましては、3回実施しております。議事録等についてはホームページでも公開するような形になっておりますので、それを出すことは可能だというふうに思っております。

町長、副町長、教育長の支給率が変わった場合、町長が今回改正になりますと、プラス13万3,000円ぐらいの増になります。副町長に関しましてはプラスの11万1,000円程度。教育長につきましては10万4,000円程度という形になります。議員の皆様方につきましては、議長につきましては6万2,000円程度。副議長につきましては、5万7,000円程度。委員長につきましては5万5,000円程度。議員さんにつきましては5万3,000円程度上がるという形になります。以上でございます。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

モーターボート事業管理者の額につきましては、約10万1,000円程度増加ということになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この47号、48号の場合はですね、国の指定職の支給率の改定に準じてということで、47号と48号の町長、副町長、ボート関係はそうでしょう。でも、49号の私たち議員の議員報酬については、町長等の支給率の改定に準じてとなんです。だから、この執行部の皆さん方々の支給率が改定されれば、それに準じて私たち議員の支給率も上がっていくということですね。そうしますと、今の町長、副町長を初め数人の方々は、全国平均的には高いのか低いのかちょっとわかりませんが、私たち議員は福岡県で給与は何番目ぐらいですかね、非常に高いといわれていますけど。福岡県の町村議会の議員は3位とか2位とか1位とか言われています。どの辺の順位にいるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

順位的なところまでは、ちょっと出していませんが、高い水準にあるということにはあるかと思えます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

では、その芦屋町特別職報酬等審議会の答申の中の会議録の中にですね、そういうかなり競艇事業や病院関係を抱えているということで、支給率に準じて上げてもいいという御意見があったかもしれませんが、県下でもですね、高いレベルであるということの話はなかったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

高い水準であるということの意見は出てはあったようですけど、やはり他町との比較からして、そういう事業、病院事業や競艇事業に係ることがやはり多いので、そこについては一概に比較はできないのではないかという形の意見は出ているみたいです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

私も、この点につきましてですね、ちょっと理解しづらい部分がありましたので、やはり、ここ芦屋町というのは、かなり近隣との部分も均衡上あるのかなと。そうすると、国の一つの指定職の改定というところの部分郡内の中で比較してみても、タイミング的にかがかなというところを感じているところです。ですから、もう答える必要はございませんので、これは委員会のほうで、十分に審議をしていただいて、そして、そのところですね、いわゆる議案第47号から9号、そしてさらにこれが、競艇場会計の部分にもですね、なっておりますので、十分に審査をしていただきたいなという要望をあわせて質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第48号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第49号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第50号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第51号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第52号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。13ページ、2款総務費、7目企画費のところ、8節の報償費、地域再生マネージャー外部人材謝礼。この地域再生マネージャー事業について説明をお願いいたします。それと、13節委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託。この内容について伺います。それと11目諸費、13委託料、航空機騒音測定委託、この内容について。以上3点の内容について伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、地方再生マネージャー事業外部人材謝礼60万円について御説明します。これは一般財団法人地域総合整備財団、いわゆる、ふるさと財団というものなのですが、この財団から地方再生に取り組む市町村へ、具体的、実務的なノウハウなどを持った地域再生マネージャー、こういう方を派遣して、その費用について一部支援しようという事業でございます。昨年、初期対応型として、一度芦屋町のほうに来られて、課題の抽出、方向性の提言あたりされていまして、ことし2年目がですね、環境整備型ということで、気運の醸成、実施体制の整備につきまして、大体12日間、芦屋町に来られる予定にしております。事業費が大体90万程度かかるわけですが、財団の支援が、助成が大体30万ということなので、差額の60万円を謝礼金として計上している状況でございます。

2点目です。公共施設等総合管理計画策定業務委託1,246万4,000円。これは債務負担行為、28年度していますので、合計しますと2,100万円を超える大きな額なのですが、この計画につきましては、根拠としましては、26年4月22日付で総務大臣通知がありまして、公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進についてという通知文書です。中身は28年度までに、そういう公共用施設の総量の縮減、または地域的に均衡の取れた施設の供給に関する計画に取り組みなさいという指示がっております。背景としましては、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需用の変化、厳しい財政状況の中でそういう計画をつくりなさいということです。業務内容としましては、まず1点がですね、固定資産の管理台帳の作成です。町には土地、建物、工作物等固定資産がたくさんありますが、そういう財産情報を詳細に把握した上でのデータベース化。2点目につましては、そのデータベースに基づいて公共施設の今後の方向性です。修繕等による維持をするのか、統廃合するのか、廃止するのか、または新設するのか。そういうところを総合管理計画でまとめるという事業で、大きくその固定資産管理台帳の作成と総合管理計画の2本立てになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

13節の業務委託料という形で、航空機騒音測定という形で、自衛隊の航空機の騒音につきまして、芦屋地区で1カ所、山鹿地区で3カ所の騒音測定を行うような形の委託経費を上げております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。それでは、公共施設等総合管理計画の策定について、2回目の質問を行います。この中で、今言われた中ですね、公共施設の統合・廃止、そういったことについても論議されるというふうに言われていたのですが、そういったものの対象として、芦屋町ではどういったものを挙げているのか、その点を伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほど言いました固定資産管理台帳の作成におきましては、町の名義の土地、土地から入りますけど、土地が大体700筆あります。それから、建物に関しては約130棟あります。こういう具体的には、今、川上議員が言われるように施設のどうのこうのということであれば、建物130棟ですね、用途、構造、面積、建設時期、それから今後の維持管理にかかるコストの計算、そういうのをまろもろ分析しまして、最終的には内部の検討の委員会、それから外部の皆さんを加えた検討の委員会をつくって、最終的にパブコメをかけてやりたいというふうに考えておりますので、一応、計画自体は29年度から38年度までの10年間を予定しております。策定委員会、そういう庁内のプロジェクト会議によって、今後、進行管理をしていくという状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、そういった中にですね、統廃合について、例えば教育施設。そういった部分を対象

として入れるのか。それともそういった部分については、聖域として見ないのか。その点を伺いたい。それとさっき急に思い出しましたが、航空機騒音については、これは結果はいつごろ出るのか。それと測定時間はどの程度されるのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

国からの指示等に基づきますと、そういう聖域とかいうのは一切ございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

時期につきましては、秋口ごろを考えております。測定としては約5日程度測定をした中で結果が出てくるかというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにご覧いませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

先ほど、今、川上議員が質問しましたが、歳出、総務費の諸経費13ページですけども、航空機騒音測定委託ですけども、昨年度も実施されたというふうに聞いておりますけども、結果については、その結果は出ていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一応、騒音測定の結果としましては、26年度につきましては、山鹿小学校と花美坂公民館、江川台公民館で、山鹿地区は実施しております。芦屋部につきましては、芦屋競艇場の駐車場という形で測定をしております。評価量としては、dBという値で49dB。花美坂につきましては、48dB。江川台につきましては51dB。競艇場については64dBという形で、環境基準、平均的なところでいきますと、山鹿地区につきましては環境基準としては57dB以下が環境基準については適しているという状況で、芦屋部につきましては62dB以下というところが環境の基準となっているというところでは出ております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

競艇場については、62dBを超えているということで、環境基準を超えているということで、それ以外は環境基準内ということでよろしいですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

はい。環境基準内に入っているという形になります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

16ページの8土木費の都市計画。工事請負費はまゆう公園周辺整備工事で3,000万。かなりの金額ですが、これはもう工事請負ですから、この議案が通れば着工に入るだろうと思えますが、基本設計とか実施設計、そういう流れの中で予算化されてずっと進んできたんでしょけど、そのはまゆう公園周辺をどのように、また、場所はどの辺にというところをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長 小田 武人君

妹川議員、今の質問の内容につきましては、あなたの所管委員会になりますので、そこで審議してください。よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第53号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、承認第1号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、承認第2号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、承認第3号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第1号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、報告第2号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、報告第3号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、報告第4号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、報告第5号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、発議第5号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、発議第6号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、発議第7号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。新給食センターにおける学校給食を芦屋町による直営方式で行うことを求める意見書についてお尋ねさせていただきます。この文言を読ませていただきますと、民間委託した2007年以前には問題点が発生していないというふうに読み取れます。それがそのように全然なかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私も民生関係の委員会におりましたけど、そういった中では、給食センターから大きな事故とかそういった部分にはなかったと思いますし、また、一般的な町民の方からの声を聞きますと、民間委託される前の食事については、評判もよかってからとそういったふうな声を聞いております。議会の中での担当課の答弁の中からの回答なので、これは正確かどうかというのはわかりませんが、一応私の認識としてはそういった状況です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

そこらあたりはですね、委員会の中でしっかり聞いていただきたいと思っています。次にもう一つお尋ねしたいのですが、ここに各法律、4本ぐらいありますが、これの文言1、2、3、4、5全てに対して違反しているという表現をされていますが、これ断言してありますけれども、本当に違反しているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

御質問されることは当然のことだと思います。私ももっと詳しくですね、述べたかったんですけど、紙面の都合上でこういったように書いていますので、一つ、1、2、3、4、5項目について違反、また問題点があるということをお尋ねしたいと思っています。特に第3に学校給食の民間委託は請負ではなく派遣ですという点においては、この問題についてなどは一般質問でも行いましたが、一応お手元のほうにですね、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する

基準というそういったものを置いていますので、それに基づいてですね、どこが請負に違反しているのかということも明らかにしていきたいと思います。ただし、ちょっと辻本さんが言われたように、法律に違反しているということだから、それを立証するという点では法律論にも入るといってもありますので、ちょっと長くなると思いますがですね、なるべく簡潔に行いたいと思います。

まず、学校給食の民間委託が学校給食法に違反するという点です。この点におきましては、学校給食法は義務教育諸学校設置者から、みずからの責任において学校給食を実施することを義務づけています。すなわち、学校給食法第4条は、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとしています。また、同法第6条1項は、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものが設置者の負担とすると定めています。そして、学校給食の運営に要する経費について、同条を受けた学校給食法施行例第2条1号は、この経費に、学校給食に従事する職員に要する給与、その他人件費が含まれていること明記しています。これは、学校給食の運営に地方公務員たる職員が従事することを予定した規定であり、民間業者に業務委託することは、この規定上、許されないというべきものです。

学校給食法は学校給食の目的を児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものとして、第1条では、教育の目的を実施するために、関係者に対して種々の配慮を義務づけています。学校給食の調理義務を民間業務に委託することは、この教育目的を大きく損ねるものです。さらに、児童の権利に関する条約、通称、子供の権利条約第3条1項では児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局、または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものと定めています。この条約は国内法的効力を持ち、行政当局者は当然にこれに束縛されるものです。子供の最善の利益を真に考慮するならば、これと矛盾する学校給食の民間委託などという選択が出てくる余地はありません。そして、その具体的な実施手続については、教育学者から、子供の学校給食については、子供の希望、職員の意見を尊重して、給食内容、条件整備を図っていくことが必要であるとの指摘もされています。児童の権利に関する条約第12条、児童の意見表明権を保障しています。これはその児童に影響を与える……（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

川上議員の今の提案者としての説明ですが、一生懸命説明してありますが、これは委員会の中でしっかり議論していただきたいと思います。その先は結構です。

3回目になりますので、質問させていただきますが、要はここでお尋ねしたいのは、直営方式から、今のセンター方式に移行した経緯と考え方ですね、あったと思うんです。そのことをしっかりと議論されて、今日までのセンター方式になっていると私は思いますが、それとですね、この異物混入とか、ノロウイルスとか別の次元の話なんですね。一緒になっていますので、そこらあたりはしっかりと委員会で協議して検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに発議第7号について、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、請願第2号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

○議長 小田 武人君

以上をもちまして、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第46号から日程第23、請願第2号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認めさよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分散会